

独立行政法人製品評価技術基盤機構 令和5年度の業務運営に関する目標（年度目標）

令和5年3月1日
経済産業省

I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）は、行政執行法人として、経済産業省がその所掌事務とする産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること、計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること、生物化学の知見を利用して製造される化学工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること、化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること、電力設備に係る保安の確保に関すること及び所掌事務に関する一般消費者の利益の保護に関することを遂行する上で、その実施部門として中核的な役割を担っている。

このため、機構は、これまで蓄積してきた工業製品等の品質に関する技術上の情報や評価技術に関する調査・研究等により培ってきた幾多の知見を基礎に、優れた人材や機材を総動員することで、社会環境の変化に柔軟に対応し、工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、経済及び産業の発展や鉱物資源及びエネルギーの安定かつ効率的な供給の確保に持続・発展的に貢献していく必要がある。

近年、新型コロナウイルスによる経済情勢や働き方の変化、カーボンニュートラル実現に向けたグリーン成長の加速、「デジタル」前提の経済・社会運営等といった国民生活や産業活動の変化が起こりつつある中、国内外の関係機関や消費者を含む社会との連携を図りつつ、製品等の信頼性・安全性の確保を通じた国民生活の安全の確保や、産業活動における信頼性・安全性の確保や工業製品等の品質の向上を通じた産業の発展を支える必要がある。そのため、機構は、第2期中期方針の下、それらの社会基盤として、製品安全分野、化学物質管理分野、バイオテクノロジー分野、適合性認定分野、国際評価技術分野のそれぞれにおいて、中核的業務である関係法令の執行業務・支援業務等を正確かつ確実に実施するとともに、戦略的な広報活動を展開する。また、これらの業務を通じて得られた情報・知見や機構が有する専門的知見を活用しつつ、行政への制度構築支援・提案や企業等におけるイノベーションの促進に寄与することで、新ビジネス創出、市場創造・拡大等にも貢献する。

II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

II-1. 製品安全分野

経済産業省による製品安全政策の下、製品事故に関する情報の収集及び調査による原因究明等を通じ、再発防止と未然防止に貢献するとともに、経済産業省の製品安全施策を支援し、事業者等との連携や積極的な情報提供によって、製品の安全性向上及び製品安全意識の向上に向けた取組を実施する。

【重要度：高】

（理由：製品安全分野では、リチウムイオン蓄電池関連製品等の事故が多発するなどの社会課題に

対応し、これまでの取組に加え、新たに事業者への再発防止に係る働きかけを強化するなど、その重要性が高まっているため。)

製品安全分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 3. までの業務を実施する。

【基幹目標】

消費生活用製品安全法や電気用品安全法等で求められる法執行支援を着実に実施するとともに、製品の安全性に関する技術上の調査等により得られた経験・知見を活かして、事業者および消費者の製品安全意識に迅速に働きかけ、社会全体の安全性の向上を支援することで、安全で豊かな暮らしの創出に貢献する。

【指標】

消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。

1. 製品事故情報等の収集及び調査、調査の高度化・効率化

(1) 製品事故情報の収集及び調査

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査について、事故の多発性や被害の重篤度等を考慮した経済産業省の指示に基づき、柔軟に対応できる体制を構築する。

【指標】

- ・ 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査の実施件数（全件実施（※））

※全件実施：経済産業省からの指示・要請に対し、全数を実施（以下同様）

また、非重大製品事故の収集にあたっては、事故情報報告システムの周知、製造・流通事業者等の協力及び同システムの活用を通じて効率的に行い、必要に応じ原因調査を行う。

(2) 事故原因究明の高度化・効率化

事故調査から得られる技術的な知見及びAI、RPA等の新技術を活用し、原因究明における究明率の向上、調査期間の短縮等につなげる取組を引き続き行う。

2. 立入検査の実施、技術上の基準に関する取組

(1) 立入検査の実施等

法令（製品安全 4 法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）、産業標準化法、家庭用品品質表示法）に基づく製造事業者等に対する立入検査・適合性検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・ 各法律に基づく立入検査及び適合性検査の実施件数（全件実施）

（2）登山用ロープの技術基準適合確認試験の実施

製造・輸入事業者から消費生活用製品安全法で特定製品として規制されている「登山用ロープ」に係る技術上の基準への適合性確認依頼があった場合は、落下衝撃試験等の項目を遺漏なく実施する。

（3）技術基準整備の推進

製品安全制度の国際整合化に対応するため、経済産業省における電気用品安全法等に係る技術基準体系の整備を経済産業省の要請に基づき支援する。

【指標】

- ・ 整合規格案の技術評価件数（全件実施）

3. 製品事故調査結果・分析等から得られる知見の活用

（1）国内外における製品事故情報等の収集・海外関係機関との連携の強化

輸入製品による事故防止の強化を目的とし、海外のリコール情報を収集し、我が国の行政機関等に提供することで、国内における安全な製品の流通を支援する。米国消費者製品安全委員会（CPSC）等の海外関係機関との連携や、製品安全をテーマとした国際的なシンポジウムやセミナーに参加し、製品安全に係る情報を収集するとともに、参加各国との意見交換も行い、国際的な製品安全に係る連携構築や今後の我が国の製品安全施策への活用を図る。

また、誤使用・不注意事故に対し、事故当時の行動や発生状況等のヒアリングを実施し、誤使用・不注意等に至る背景要因の情報収集を行う。

（2）製品安全施策への取組

重大製品事故及び非重大製品事故の中で、特に事故の多発性や被害の重篤度等を考慮し、追加的に詳細な調査が必要となる事案については、他の業務との資源配分も考慮し、経済産業省と連携し、調査を行う。

また、機構が保有する事故調査データの分析や事故調査データと機構外の製品安全に関する情報・統計データを組み合わせた分析から得られる知見も活用し、経済産業省に対して製品安全施策における製品事故の防止につなげる提案を行う。

その他、消費者の安全確保と企業価値の向上を両輪とした製品安全市場を形成するための新たな制度構築に向け、制度に関係する製品のデータ整理やリスクアセスメント等を通じ、支援する。

(3) 製品の安全性向上に対する支援

事故調査結果や保有する事故調査データに基づき、事業者へ製品事故の防止に資する情報を積極的に提供し、事業者に寄り添ったより安全な製品の設計・製造・流通のための活動を支援する。

リスクアセスメントに資するデータの拡充やツールの活用、共通規格の普及等をより促進することで製品事故の未然防止につながる効果的な対策を提供するとともに、再発防止措置が必要な案件について事業者へ具体案を提示し、自主的な措置対策に繋がるよう、積極的に働きかけを行う。

また、製品事故の防止に資する情報を事業者が体系的に利用できる仕組み（製品事故予測システム）を普及させ、事業者による自主的な製品事故の未然防止対策を支援する。

(4) 技術基準・規格等の提案及び作成の支援

事故調査結果の分析から得られる知見等を活用し、製品事故の未然防止に資する技術基準・規格等に関する調査を行い、必要に応じ国内関係者へ提案を行う。また、民間団体等が行う製品安全に係る技術基準・規格等の作成及びその普及を支援する。

(5) 製品安全意識の向上に対する支援

事故調査結果の分析等を行い、製品をより安全に使用するための情報を積極的に提供し、様々な年代・趣味・趣向に合致した印象に残る情報を届けることで、製品安全意識の向上を支援する。

また、製品安全に関する取組に積極的な事業者等とのコラボレーションを実施するとともに、地域連携の強化を図る。

【指標】

情報発信による消費者へのリーチ数（※）について過去3年平均を上回る。

※リーチ数：

機構が配信した情報を国民が「どれだけ受け取ったのか」の推定値（TV・新聞・Web など）

(6) 保有する技術的な知見・設備の活用

これまでに蓄積した事故調査等に関する技術的な知見について、技術継承を進めるほか、施設や試験設備の有効活用を図る。

II-2. 化学物質管理分野

経済産業省による化学物質管理政策の下、安全の確保と経済の発展の両立に向け、化学物質による人の健康や環境へのリスク低減に貢献するとともに、国際社会の変化に柔軟に対応した化学物質管理制度の構築に向けた取組を実施する。

【困難度：高】

（理由：化学物質管理の目標は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」と

いう。)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)等の執行支援業務等を通して得た情報・知見を基に、自治体や事業者等と密接に連携し、個別の事業者にリスク低減を促すもの。機構は、これまで接触のない自治体や事業者等に連携を打診し助言等を行い、個別事業者自らリスク低減のための具体的な対策をとってもらうものであるため。))

化学物質管理分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 3. までの業務を実施する。

【基幹目標】

化審法、化管法等の確実な執行支援業務を実施するとともに、長年蓄積してきた情報・技術に加え最新の技術動向等を取り込み、化学物質の新たな評価・管理技術の社会実装、制度見直し・運用改善及び情報基盤構築を牽引する。また、事業者の化学物質管理に関する意識を醸成することで、事業者の確実かつ迅速な規制対応及び化学物質の自主管理を促進する。これらにより、化学物質による人の健康や環境へのリスクの最小化と我が国産業の健全な発展に貢献する。

【指標】

化審法、化管法の届出情報に基づくリスク評価結果をもとに、機構の適切な助言等により環境排出量の適正化によるリスク懸念を払拭した事業所を 4 事業所とし、環境リスクの低減もしくは産業発展を阻害する過剰な措置の回避に貢献する。更に、リスク懸念箇所のある上記 4 事業所を含めた事業者や地方自治体に対して適切な化学物質管理に関する助言を行うことで、排出量の精緻化及び管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生み出す。

1. 化審法執行・執行支援業務

化審法の執行等を支援するため、新規化学物質に係る審査支援等を的確に実施するとともに、化学物質管理制度の着実な運用に資するためのリスク評価等を実施する。また、法執行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。

(1) 新規化学物質の事前審査等

化審法に基づく新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成、審査特例制度の化学物質構造表記ファイルの確認、GLP(優良試験所基準(Good Laboratory Practice))に係る試験施設の基準適合確認、製造事業者等に対する立入検査等を経済産業省の指示に基づき実施する。

【指標】

- ・ 新規化学物質の事前審査・確認に関する資料作成件数(全件実施)
- ・ 化審法に基づく立入検査の実施件数(全件実施)

(2) リスク評価等

化審法における化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価(※)に関連して、経済産業省の要請

に基づき、国が実施する評価に必要な情報を提供する。

※スクリーニング評価及びリスク評価：

スクリーニング評価は、一般化学物質を対象にリスクがないとはいえない化学物質を絞り込み優先評価化学物質の該当性を判断するための評価。また、リスク評価は、第一種特定化学物質及び第二種特定化学物質の該当性等を判断するための評価。

【指標】

- ・ 化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価に関する国に対する情報提供件数（全件実施）

（3）化学物質公示名称原案の提供

化審法、労働安全衛生法等において新たに公示される化学物質について、経済産業省の要請に基づき、国際的ルールに従った公示名称の原案を提供する。その際、公示名称については対象物質の化学構造との同一性を追求するとともに他の化学物質関係法令との一層の整合を図る。

【指標】

- ・ 新たな化学物質の公示名称原案作成物質数（全件実施）

（4）化審法関連情報の整備・提供

事業者の化学物質管理等に資するため、化審法関連業務で得られた情報を整備・提供する。

（5）評価手法、制度の見直しや運用改善の提案

法施行支援で培った技術・知見を使って、評価手法の高度化、制度の見直しや運用改善の検討を行い経済産業省に提案する。

2. 化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の執行・執行支援業務

化管法及び化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化兵法」という。）の執行等を支援する。

（1）化管法の執行支援業務

化管法の執行を支援するため、経済産業省の要請に基づき、排出量の算出方法等に関する問合せ対応等の事業者等への支援を行うとともに、事業者等から届け出られる PRTR（※）データの集計、解析等を行い、国や事業者等に結果を提供する。また、法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

※PRTR：

Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所から環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出ると

ともに、国が集計して公表する制度。

① 事業者等からの届出データの集計等

化管法の執行を支援するため、事業者等からの PRTR 届出書进行处理する電子計算機システムの運用を行うとともに、PRTR データの集計等を行い、結果を国に提供する。

【指標】

- ・ PRTR データ集計の実施件数（全件実施）

② 解析結果の普及・活用促進等

集計した PRTR データを解析するとともに解析結果の有効活用法について検討を行い、排出量データを地図上に表示するシステム（PRTR マップ）の活用等を通じて、事業者や国等における化学物質管理への活用の促進と、国民への理解の増進を図る。また、化審法のリスク評価結果の活用等により、リスクの懸念のある地域が存在する自治体に働きかけを行い、事業者や自治体の化学物質管理の改善の促進を図る。

③ 排出量の算出方法の正確性向上、運用改善及び次期化管法対象物質選定方法の提案

法施行支援で培った技術・知見を使って、運用改善や次期化管法対象物質選定等の制度の見直しの検討を行い経済産業省に提案する。

（2）化兵法の執行業務

化兵法の執行を支援するため、国際機関による検査への立会い等及び特定物質の許可製造者等に対する立入検査等について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・ 化兵法に基づく国際機関による検査等への立会い実施件数、実態調査件数（全件実施）
- ・ 化兵法に基づく立入検査等の実施件数（全件実施）

3. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

化学物質管理に有用な情報の整備・提供、化学物質管理の国際調和に貢献する技術的支援及び化学物質管理に係る新たな手法の開発・運用改善を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発を支援することによって、健全な経済発展や国民生活の安全の更なる質的向上を目指す。

（1）化学物質管理情報の整備、提供

国内外における化学物質の法規制情報やリスク評価結果等を収集、整理し、化学物質管理プラットフォームである化学物質総合情報提供システム（NITE-CHRIP）の更新を迅速かつ的確に行う。また、政府 GHS（※）分類の分類結果等を整備し、事業者等による SDS: (Safety Data Sheet : 安全データ

シート) 作成等に必要かつ有用な化学物質の安全性等に関する情報を提供する。

さらに、国際的な情報基盤である日 ASEAN 化学物質管理データベース(AJCSD)の運用機関として、日 ASEAN 経済産業協力委員会化学産業ワーキンググループでの合意に基づき、日 ASEAN における化学物質関連の規制情報を的確に整備、提供する。

※ GHS :

The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類及び表示に関する世界調和システム) 化学物質の危険有害性の分類及びラベル、SDS による情報伝達に関する国際的に調和されたシステム。化学品の危険有害性を国際的に調和された基準に従って分類し、危険有害性の特徴を視覚的に示した絵表示を用いてラベルや SDS にわかりやすく表示する。化学品を取り扱う人々に危険有害性に関する情報を正確に伝えることにより、人の安全や健康及び環境の保護を行うことを目的とするもの。

【指標】

CAS 番号 (※) と化審法の整理番号等との紐付けを 100 件行い、NITE-CHRIP に掲載する。

※CAS 番号 :

アメリカの化学情報サービス機関 (CAS) が、化学物質に付与している識別番号。化学物質は名称での管理が難しいため、市場に流通する膨大な化学物質を特定するために、CAS 番号等が利用されている。

(2) 化学物質管理に関する理解促進、普及啓発

国際動向も見据えた運用改善や規制対応等に貢献するために、国内外における法規制動向等に関する情報を収集・整理し、事業者等の適切な化学物質管理を支援するためにタイムリーな情報発信を行う。また、化学物質のリスク等についての国民、事業者、行政機関等の相互の理解促進に向けて、情報の受け手側のニーズ等を踏まえながら、メールマガジン、セミナー等を活用し効果的な情報発信を行う。

(3) 化学物質管理に関する課題解決、国際調和のための検討や事業者等への技術的支援

現在の化学物質管理の課題や今後の社会の変化に対応するため、中長期的な視点に立ち、ライフサイクル全体を見据えた化学物質管理情報の一元化に向けた情報基盤整備を推進する。評価手法の高度化や制度運用改善等の取組を通じて、企業の自主管理にかかるコストを適正化し、新規化学物質・製品の開発の支援をする。また、これらの検討に資するため、国内外関連情報の収集や、関係機関との連携関係を構築する。

II-3. バイオテクノロジー分野

経済産業省によるバイオ政策の下、生物遺伝資源等の利用における社会的リスクの低減を図りつつ、生物遺伝資源や関連データの利活用促進を通して、我が国の強みを活かしたバイオ産業の健全かつ中

長期的な発展に貢献する。

【重要度：高】【困難度：高】

（理由：バイオテクノロジー分野は、バイオ戦略で掲げた全体目標「2030年に世界最先端のバイオエコノミー社会を実現」するためには、バイオ産業においてデジタル情報の利活用によるイノベーション創出が成功の鍵とされている。機構では、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めており、さらなる生物資源データの集約・拡充、及び利活用促進に取り組んでいる。これを受けて、令和3年度より指標を変更し、横断的プラットフォームの利用数を対前年度比20%増と設定した。

横断的プラットフォームは令和元年6月に一部のデータを搭載し運用を開始した後、精力的にデータ集約や拡充を進めている段階であるが、未だ認知度が高いとは言えない。したがって、トップセールスを含む国民や産業界への広報・営業活動を一層強化するとともに、ユーザーニーズに応えるデータの集約・拡充を進めることで、認知度向上を図り、横断的プラットフォームの利用に繋げる必要があるため。）

バイオテクノロジー分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 4. までの業務を実施する。

【基幹目標】

生物遺伝資源の収集、評価、整理及び提供並びに生物多様性条約に関する法的枠組みの執行支援等を通じて蓄積した技術や知見を活かし、生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により利活用を促進し、我が国バイオ産業の中長期的な発展に貢献する。

【指標】

ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和4年度比20%増加させ、ユーザーの課題解決や社会実装に貢献する。

1. 生物遺伝資源の産業利用促進

バイオ戦略が掲げる、我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献する。そのために、国際動向や近年のバイオテクノロジーにおける進展を踏まえ、知的基盤整備計画等に基づき世界トップクラスの微生物遺伝資源機関として、微生物遺伝資源の充実を図るとともに、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

これにより、我が国の強みを活かしたバイオ産業の発展に貢献するとともに、生物遺伝資源の更なる利用促進を図るため、新事業創出に資する企業等をはじめ、幅広い産業を支援する。

(1) 微生物遺伝資源の収集・保存・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等生物遺伝資源に関する国際動向等を踏まえ、我が国産業界等が利用可能な微生物遺伝資源の収集を行うとともに、ユーザーニーズを的確に捉えた微生物遺伝資源を提供（分譲）し、利用を促進する。

また、微生物遺伝資源の品質管理の向上やバイオバンク（微生物等生物材料とその関連情報を収集保管提供する施設）の運営管理要件等に関する国際標準化への対応を図るとともに、微生物遺伝資源を安定的に保存、供給する体制を維持する。

【指標】

新たな微生物遺伝資源の収集数（産業界からのニーズ等を踏まえ、150 株）

(2) 世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に向けた生物遺伝資源情報の収集・提供及び利活用促進

我が国の強みを活かした世界最先端のバイオエコノミー社会の実現に貢献するため、バイオとデジタルの融合に向けた横断的プラットフォームの基盤整備を進めるとともに、さらなる生物資源データの集約・拡充、及びデータの利活用促進を図る。

(3) 生物遺伝資源やその情報の利活用を通じた産業化の支援

生物遺伝資源やその情報の利活用による産業化を支援するため、企業等との共同事業等により、企業等による微生物遺伝資源や関連データを利用した製品化及び事業創出の実現、バイオ産業が抱える共通課題の解決を支援する。また、国家プロジェクト等を通じて微生物遺伝資源及び関連情報を利用したものづくり（バイオものづくり）の促進・支援、腸内マイクロバイオームの産業利用に向けた基盤整備、並びに海洋プラスチックごみ問題への対策の一つである、海洋生分解性プラスチックの開発・普及に係る評価等基盤整備を行う。

さらに、企業等が保有する生物遺伝資源のバックアップを実施することにより、企業等における生物遺伝資源の消失リスクを低減し、安定的な生物遺伝資源の利用を促進・支援する。

(4) 産業界における生物遺伝資源及びその情報の利用促進のための人材育成、普及啓発活動

利用者の拡大や微生物遺伝資源への認知度向上に向けて、微生物遺伝資源ユーザーの人材育成や次世代を担う人材等への普及啓発活動を行う。

2. 特許法に基づく特許微生物の寄託業務

特許法施行規則第 27 条の 2 及び 3 の規定に基づく我が国唯一の特許微生物寄託機関として、微生物の寄託の受付、生存確認試験、保管、分譲等からなる特許微生物寄託事業を的確に実施する。また、特許寄託微生物の安定的な保存に資するため、保存技術に関する研究開発を行い活用するとともに、微生物の利用者に対して広く普及促進する。

【指標】

- ・ 特許法に基づく特許微生物の寄託の実施件数（全件実施）

3. 生物遺伝資源に関する安全性確保

バイオ産業の健全な発展のため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（以下「カルタヘナ法」という。）の執行・支援、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援及びバイオテクノロジーを活用した安全に関する情報の提供等を行う。

（1）カルタヘナ法の申請等に係る審査・技術的な支援

経済産業省の要請に基づき、カルタヘナ法第二種使用等における大臣確認のための審査及び技術的支援を行う。また、引き続き遺伝子組換え生物の第一種使用等における大臣承認の審査支援のための体制整備を行う。さらに、カルタヘナ法規制・手続きの合理化について、経済産業省の支援を行う。

【指標】

- ・ カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する審査件数（全件実施）

（2）GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成

経済産業省の要請に基づき、「遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定める GILSP 遺伝子組換え微生物（※）」の原案作成を行う。

【指標】

- ・ GILSP 遺伝子組換え微生物リストの告示原案の作成件数（全件実施）

※GILSP(Good Industrial Large Scale Practice) 遺伝子組換え微生物：

特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること、病原性がないこと等のため最小限の拡散防止措置を執ることにより使用等を行うことができるものとして、経済産業大臣等が定めるもの

（3）立入検査

カルタヘナ法に基づく製造事業者等に対する立入検査について、経済産業省の指示に基づき、的確に実施する。

【指標】

- ・ カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）

（4）微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援

経済産業省の要請に基づき、微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請

支援を行う。

【指標】

- ・ 微生物によるバイオレメディエーション利用指針への適合確認の申請支援件数（全件実施）

（５）バイオテクノロジーを活用した安全性等評価

バイオテクノロジーを活用した安全性等の評価をするための手法を開発するとともに、技術基準や規格等について、経済産業省や関連団体に対し、技術的支援や提案を行う。

また、製品安全及び消費者安全行政を支援するため、製品安全分野が実施する重大製品事故及び非重大製品事故の原因究明調査のうち、人体に悪影響を及ぼす化学物質等に係る製品事故について、製品安全分野からの依頼に基づき、バイオテクノロジーを利用した原因分析を行い、その分析結果を報告する。

（６）微生物安全情報の提供

既存のバイオ関連業種のみならず、異業種からのバイオ産業分野への参入が広がりつつあること等も踏まえ、バイオテクノロジーの産業利用における社会的リスクの低減に寄与するため、微生物安全情報の提供を行う。

4. 生物多様性条約への対応

国内バイオ産業の国際的な発展に資する活動を支援するため、生物多様性条約に基づく海外の生物遺伝資源を取得する機会とそれを利用する環境を企業等に提供する。

（１）生物遺伝資源の国際移転に関する取組

アジアを中心とした海外の関係機関との連携を推進し、これまで構築してきたアジア諸国／地域との協力体制等を活用した生物遺伝資源の国際移転に関する枠組みを通じた取組を実施する。

（２）バイオ産業に関する国際条約についての情報の収集・整理・提供

生物多様性条約や名古屋議定書等のバイオ産業に関する国際条約についての情報を収集・整理・提供する。

II-4. 適合性認定分野

経済産業省による基準認証政策の下、産業標準化法や計量法に基づく着実な制度の運用や、国際的枠組における活動を通じて、我が国認定機関としての信頼性維持や能力の向上を図る。

適合性認定分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. から 4. までの業務を実施する。

【基幹目標】

製品等の信頼性確保を目的に、産業標準化法・計量法に基づく登録制度や、国際的枠組みに対応した認定制度について、それらの活用実績を増加させることにより、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。

【指標】

- (1) 社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上、
- (2) 登録・認定した事業所（区分追加の事業所を含む）のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和4年度より増加とするとともに、登録・認定制度に係る機構の実績を結集し、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。

1. 産業標準化法に基づく登録制度の執行等

(1) 試験事業者の登録・更新

産業標準化法に基づく試験事業者の登録制度（JNLA）における試験事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、JNLA の利用拡大に向け、登録試験事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。

【指標】

- ・ JNLA における登録・更新審査の実施件数（全件実施）
- ・ 電子化による審査業務については、平均処理期間を145日以内（標準処理期間150日）

(2) 登録試験事業者に対する立入検査

登録試験事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ JNLA における立入検査の実施件数（全件実施）

(3) 登録区分の改正原案の作成

経済産業省からの要請に応じ、日本産業規格（JIS）の制定・改正に対応した JNLA における登録区分の改正原案の作成を行う。

(4) 国際相互承認取決に対応した試験所の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定試験所に対する認定維持審査を迅速、的確

かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

【指標】

- ・ 国際相互承認取決に対応した試験所の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

2. 計量法に基づく登録及び認定制度の執行等

（1）校正事業者の登録・更新

計量法に基づく校正事業者登録制度（JCSS）における校正事業者の登録・更新を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、JCSS の利用拡大に向け、登録校正事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。

【指標】

- ・ JCSS における登録・更新審査の実施件数（全件実施）

（2）登録校正事業者に対する立入検査

登録校正事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ JCSS における立入検査の実施件数（全件実施）

（3）特定計量証明事業者の認定・更新等

計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度（MLAP）における特定計量証明事業者の認定・更新を迅速、的確かつ効率的に実施するとともに、認定事業者に対するフォローアップ調査を的確に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。

【指標】

- ・ MLAP における認定・更新審査及びフォローアップ調査の実施件数（全件実施）

（4）認定特定計量証明事業者に対する立入検査

認定特定計量証明事業者に対する立入検査を的確に実施する。

【指標】

- ・ MLAP における立入検査の実施件数（全件実施）

(5) 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定等の実施

国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び校正事業者に対する認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

【指標】

- ・ 国際相互承認取決に対応した校正事業者の認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

3. 製品評価技術基盤機構認定制度の実施

JNLA や JCSS、MLAP では対応できない分野を主な認定対象とする製品評価技術基盤機構認定制度(ASNITE)において、安全の確保、国内外の取引の円滑化等の政策的・社会的要請を踏まえ、試験所や校正事業者、製品認証を行う機関、IT セキュリティ分野の評価機関等の認定審査及び認定維持審査を迅速、的確かつ効率的に実施する。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

また、社会ニーズを迅速に把握し、国や産業界からの要請に的確に応じて、新規分野の審査実施体制の構築及び認定を迅速、的確かつ効率的に行うとともに、ASNITE の利用拡大に向け、認定事業者による標章を付した証明書の発行件数を増加させるための取組を実施する。

さらに、申請及び届出のオンライン提出並びに標章を付した電子的な証明書の発行を的確に対応を行うとともに、それらの普及を推進する。

【指標】

- ・ ASNITE における認定審査及び認定維持審査の実施件数（全件実施）

4. 認定の信頼性確保及び普及に関する取組

(1) 認定制度等における調査や立入検査等の実施

法令（産業標準化法、相互承認実施法、製品安全 4 法（電気用品安全法等））に基づき実施する調査や立入検査等は、経済産業省の指示を踏まえ、迅速、的確かつ効率的に実施することにより、我が国の認定制度等の信頼性確保を図る。状況に応じて、Web 会議ツール等を用いた遠隔審査を組み合わせる。

なお、産業標準化法に基づく調査については迅速化のための改善（指摘事項の改善を可能な限り早期に行うよう登録認証機関へ指示等）を図る。

【指標】

- ・ 各法律に基づく認証機関、適合性評価機関及び検査機関の調査及び立入検査の実施件数並びに JIS 試買検査の実施件数（全件実施）
- ・ 産業標準化法に基づく調査において迅速に指摘事項の改善を行うよう登録認証機関へ指示する件数（全件実施）

(2) 新たな技術や製品等に係る認定に向けた対応強化

産業において認定が必要な分野に時機を逸することなく認定制度の提供に向けた対応を行うため、

社会ニーズの高い新たな技術や製品等に係る分野について、認定ニーズ調査を実施する。また、日本の適合性評価制度の発展のため、外部組織との連携を強化し、国の認定機関としての信頼性の維持及び能力の向上を図る。

(3) 認定に係る国際関係業務

認定を通じた取引の円滑化と国際展開を支援するため、認定制度に係る国際組織等の活動に参画し、国際相互承認取決の資格・権限を維持する。

(4) 認定制度の普及促進

知的基盤整備計画を受けた計量標準の利用促進方策を含め、産業界等に向けて認定制度の普及促進のための広報活動等を実施し、国内外の取引の円滑化等に貢献する。

(5) 認定業務のさらなる電子化推進

機構が運用する認定制度において、既存の業務管理の仕組みと審査業務の仕組みを連携し、審査業務のセキュリティを確保しつつ、認定業務全体の効率化、迅速化を推進することで、申請者の負担軽減を含めたサービス向上を図る。

II-5. 国際評価技術分野

蓄電池産業戦略（令和4年8月31日策定）や経済産業省による電気保安政策の下、大型蓄電池システム等の戦略的技術分野における国際競争力の強化及び再生可能エネルギー発電設備導入拡大やスマート保安（※）推進加速といった進展する状況変化下での持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献する。

※スマート保安：

急速に進む技術革新やデジタル化、少子高齢化等が一層深化する環境変化の中、官民が連携し、IoTやAIなどの新技術の導入等により産業保安における安全性と効率性を追求する取組をいう。

【重要度：高】【困難度：高】

（理由：国際評価技術分野は、再生可能エネルギー発電設備の普及が進展する中で、設備の電気保安上の問題が顕在化してきており、この課題に対応するため、これまでの取組に加え、新たに再生可能エネルギー発電設備の立入検査や事故情報等の分析、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的な支援等に取り組むなど、その重要度が高まっているため。また、目標についても、例えば基幹目標では、蓄電池の大型化及び試験内容の高度化が年々進んでおり、更に令和2年度に整備した作業準備棟の運用開始に伴いより多くの試験・評価の実施が見込まれ、それらに対応する職員にはより高度な知見と技術が求められることから、指標である「国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数の合計」も増加させることは困難度が高いため。）

国際評価技術分野の業務の中心となる定量的かつ高い水準のアウトカム目標を基幹目標として以下に設定するとともに、1. 及び 2. の業務を実施する。

【基幹目標】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、蓄電池システムの信頼性向上及び産業競争力強化並びに再生可能エネルギー発電設備の信頼性向上に貢献するため、電気保安行政を技術的に支援するとともに、蓄電池産業戦略の実現に向けて、大型蓄電池システムに関する戦略的な国際標準開発及び認証基盤構築の実施並びに試験・評価及び試験データの利活用を通じて、国内企業による先端蓄電池システムの更なる実用化等を目指す。

【指標】

- ① 機構が企業等と実施した試験・評価、
 - ② 機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、
 - ③ 機構が蓄積した試験データの利活用、
- を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。

1. 大型蓄電池システムに関するグローバル認証基盤整備

IEC/TC120（電気エネルギー貯蔵システム、日本提案で設立）等における大型蓄電池システムの試験・評価に関する国際標準化を支援するとともに、関係機関と連携しつつ、標準化後の認証基盤整備に貢献する。

また、大型蓄電池システムに関する試験評価拠点を適合性評価の実施に活用するため、関係機関と連携しつつ当該評価拠点を活用した試験評価のサービスを実施するとともに、急速な技術進歩に伴い複雑化・高度化する試験に対応するため、OJTの実施や外部機関が行う技術的な研修の受講を通じて、試験人員の教育やノウハウの拡充を行い、専門性を高める。

さらに、普及啓発活動や事業者訪問等を行い、当該評価拠点の認知度向上や業界ニーズの把握を行うとともに、ニーズに応じて顧客へのコンサルティングを強化し、より顧客のソリューションに資する技術・サービスを提供することで試験サービスの拡充を行う。

加えて、当該評価拠点を活用して、試験ニーズに答えていくことを目的とした新たな試験評価技術の開発を実行するとともに、日本の蓄電池システム産業競争力向上に資する有益で活用可能なデータ等の取得・解析を進め、蓄電池システムに関係する国内の様々なステークホルダーでの共有と活用を推進する。

併せて、蓄電池に関する需要の高まりと次世代蓄電池の技術開発が進む中で、これらに対応した新たな安全性・性能評価が可能な施設の整備を進める。

2. 電気保安技術支援業務

再生可能エネルギー発電設備導入拡大、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の活用拡大、スマート保安推進加速といった進展する状況変化下で、中小規模発電設備設置者やスマート保安技術（スマ

ート保安に資する技術や保安方法をいう。)を有する中小企業事業者などを含め、社会全体として持続的な電気保安水準の維持・向上に貢献するために、電気保安に係る事故情報の整理・分析、事故実機調査の実施とデジタル化等による高度化及び効率化、事故分析の高度化を見据えた情報システムの構築・運用・改修、経済産業省が指示する再生可能エネルギー発電設備等に対する電気事業法に基づいた立入検査の的確な実施、蓄電所や電力貯蔵装置としての蓄電池の安全な活用拡大に向けた取組、スマート保安技術の的確な導入促進に向けた取組等、電気保安に関する官民への専門的支援を検討・実施しつつ、体制の整備を行う。併せて、官民の安全に対する意識向上を図るため、電気保安水準の維持・向上に資する安全情報を広く発信する。

【指標】

- ・ 電気事業法に基づく立入検査の実施件数（全件実施）
- ・ 持続的な電気保安水準の維持・向上に資する安全情報の発信又は国への提言を 20 件以上実施する。

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する目標

運営費交付金を充当する業務については、業務の効率化を図ること等により、人件費、事務所賃料等の効率化ができない経費、新規に追加されるものや拡充分等は除外した上で、業務経費については前年度比 1%以上、一般管理費については前年度比 3%以上の効率化を行う。新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、業務の効率化を図ることにより、運営費交付金の増大の抑制に努める。

また、調達等合理化計画に基づき調達の改善を図る。

2. 給与水準の適正化等

役職員の給与水準について、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、引き続き適正化を図るとともに、取組状況を公表する。

3. 情報システムの整備及び管理業務

デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）に則り、PMO(Portfolio Management Office)の下で、情報システムの適切な整備及び管理を投資対効果を精査した上で行うとともに、情報システムの整備及び管理を行う PJMO (ProJect Management Office) への支援を実施する。

また、機構の情報基盤システム(NITE-LAN システム)については、安定的な運用を行いつつ、今後の機構における業務のあり方や新たな働き方、デジタル化を踏まえ、課題や方向性を整理し、クラウドサービスを効果的に活用することを盛り込んだ仕様書により次期 NITE-LAN システムの調達を進める。

さらに、NITE-LAN システムの活用を通してロケーションフリーなワークスタイルの促進及び外部

事業者とのコミュニケーションの活性化を支援し、機構業務全体のパフォーマンスの向上と改善を図る。

加えて、業務の電子化の一層の推進、すでに電子化された業務やシステムの見直し等情報システムの利用者に対する利便性向上（操作性、機能性等の改善を含む。）や、データの利活用及び管理の効率化に継続して取り組む。その際には、情報セキュリティや内部統制の確保の観点を踏まえることとする。

上記取組の実施に際しては、以下を指標とする。

- ・ PMO の設置及び支援実績
- ・ 情報システム整備に係る投資対効果の精査結果

IV. 財務内容の改善に関する事項

予算執行の透明性を図るため分野別の管理会計など適切な財務管理を行うとともに、業務の効率的な実施による費用の低減、必要に応じた保有資産の見直し、適正な受益者負担等を踏まえた適切な手数料設定等による手数料収入の増加、その他の経営努力により、健全な財務内容を維持する。

また、やむを得ない事情を除き、原則借入れは行わない。

※やむを得ない事情として想定される理由

- ・ 運営費交付金の交付の遅延
- ・ 受託業務に係る経費の暫定立替え

V. その他業務運営に関する重要事項

1. 広報、情報提供の推進

安全な国民生活の実現と健全で持続性のある産業発展のため、機構が有する安全性に関する情報や評価技術について、内容ごとに訴求対象に応じた的確な情報を分かりやすく発信する。また、SNSをはじめとしたソーシャルメディアやデジタルコンテンツを活用し、新たなチャネルの構築や広報トレンドに応じた工夫をすることで、必要な情報を必要なタイミングで、国民や企業等に届ける。

2. 組織・人事に関する目標

社会的要請に迅速かつ効率的に対応するため、理事長のトップマネジメントにより、組織に関しては、社会的ニーズを踏まえた分野間及び外部との連携を一層推進するとともに、第2期中期方針に沿った業務実施に努める。また、行政執行法人として日本で初めて策定した価値協創ガイダンスに基づく統合レポートを用いて、ステークホルダーとも協議を重ね、新たな社会課題の探索を行い、かつ技術や製品等の社会実装を支援することで、より社会のニーズに対応した取組、対応を進める。人事に関しては、第2期中期方針に沿った人材確保、人員配置及び人材育成を適切に行う。また、職員の生産性を高めるとともに働きやすい職場環境の整備に努める。

(1) 内部統制

ガバナンスの強化を図り、理事長のトップマネジメントにより機構の業務を着実に推進するため、内部統制に対する役職員の意識を浸透させるとともに、リスク要因を的確に抽出し事前の対策が迅速かつ効果的に行われるよう、リスク管理体制の維持改善と認識の徹底を図り、内部統制が有効に機能するよう努める。また、目標管理における PDCA サイクルにおいては、役職員間の円滑な情報伝達を行うとともに、第三者の視点を取り入れた改善等に努める。

万一不測の事態が発生した際は、内部統制システムに則り迅速冷静に正確な情報伝達と対処判断を行い、信頼性維持に努めるとともに厳正な対策をとる。

(2) 職員の専門人材の育成、戦略的な人材確保

今後の社会変化を見据え、組織のパフォーマンスを最大化できるようにするため、外部人材を受け入れながら、当該人材を活用できる能力や専門知識をもった職員を育成するとともに、新規・中途採用などにおいて戦略的な人材確保を実施する。

(3) 支所の適正な人員配置と体制の構築

機構の限られたリソースの中で質の高いパフォーマンスを発揮するため、各支所の設置目的と果たすべき役割を再検証し、支所の適正な人員配置と体制の検討を行い、機構が保有する人材・情報・技術・知見といった総合力を最大限活用することによる更なる価値の提供及び地域貢献に繋げる。

(4) 情報セキュリティ対策

サイバーセキュリティ基本法に基づく政府の情報セキュリティ対策における基本方針であるサイバーセキュリティ戦略（令和3年9月28日閣議決定）を踏まえ、機構の内部規律の充実及びその運営の徹底を通じて、情報セキュリティ対策のために必要な措置を講じるため、次の対策に取り組む。

- ① 政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準を基に、必要に応じて、情報セキュリティ関係規程類を見直し、不正アクセス及び標的型攻撃メールへの対策等機構の情報システムのセキュリティ対策の見直し・強化を図ることにより、情報セキュリティインシデントの未然防止・低減を図る。
- ② 国の行政機関や他の独立行政法人等において重大な情報セキュリティインシデントが発生した場合や経済産業省等関係機関から情報セキュリティに係る重要な情報の提供等があった場合においては、速やかな役職員への注意喚起や必要に応じて対策・対応を行う等、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む）の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持・向上を図る。また、理解度に合わせ、eラーニング、講習会等による更なる指導を実施する。

(5) デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

機構における DX 推進のためのビジョン（「NITE Digital Vision 2021」）に基づき、機構が保有する情報のデジタル化及び役職員のデジタルリテラシーの向上を図り、機構におけるデジタル技術と情報

の活用を推進する。また、デジタル技術と情報を活用した外部機関との連携による社会的意義のある新たな価値の創造を目指す。

(6) 技術や製品等の社会実装への支援

技術や製品等の社会実装に向けた課題を探索し、それらの解決を支援する。その取組として、有望技術等の実用化や市場化に必要な、社会や市場で適切に評価される仕組みである標準化、認証、認定制度等の構築支援等を行う。

さらに、外部機関からの提案等に対し、総合窓口を通じたワンストップ化による対話しやすい仕組みを活用し、外部機関との協創を行う。

(7) 情報公開・個人情報保護

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等に基づき、適切に対応するとともに、役職員（派遣職員、外部調査員等を含む。）への周知徹底を行い、e ラーニング等による教育、指導を全役職員に対して実施する。

(8) 保有資産、環境保全

機構が保有する資産について、適切に管理するとともに、不要となった資産については、適切に処分する。また、環境負荷の低減に資する物品調達を進め、自主的な環境管理を行うとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえて策定した温室効果ガス排出抑制等のための実施計画について、目標達成に向けた具体的な行動に積極的に取り組む。

(9) 安全管理、災害対策

大規模災害等へ備え、事業継続計画等を踏まえた必要な施設の営繕を適切に行うとともに、自主的な防災訓練の実施や政府主導の防災訓練等に参加し、役職員（派遣職員等を含む）の安全を確保する。

※年度評価の評価単位は以下の 8 単位とする。

- ・ II - 1. 製品安全分野
- ・ II - 2. 化学物質管理分野
- ・ II - 3. バイオテクノロジー分野
- ・ II - 4. 適合性認定分野
- ・ II - 5. 国際評価技術分野
- ・ III. 業務運営の効率化に関する事項
- ・ IV. 財務内容の改善に関する事項
- ・ V. その他業務運営に関する事項

政策体系における独立行政法人製品評価技術基盤機構

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

①経済構造改革の推進

②対外経済関係の円滑な発展

③産業技術・環境対策の促進並びに産業標準の整備及び普及

④情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展

⑤産業保安の確保

⑥鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保

⑦中小企業及び地域経済の発展

製品安全4法(消安法、ガス事法等)

○製品による消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図る。(消安法)

化審法、化管法等

○化学物質による環境の汚染を防止するため、必要な規制を行う。(化審法)

カルタヘナ法、バイオ戦略等

○生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずる。(カルタヘナ法)

○バイオとデジタルの融合のためのデータ基盤を整備する。(バイオ戦略)

産業標準化法、計量法等

○産業標準化及び計量標準の整備を促進することによって、鉱工業品等の品質の改善を図る。(産業標準化法、計量法)

蓄電池産業戦略、日本再興戦略、電気事業法

○日本の蓄電池産業界が再び競争力を取り戻す。(蓄電池産業戦略)

○電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、及び環境の保全を図る。(電気事業法)

製品評価技術基盤機構の令和5年度の年度目標の方向性

○法人の目的

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法第3条抜粋)

○法人の役割

行政執行法人として、経済産業省がその所掌する事務を遂行する上で、その実施部門として中核的な役割を担う。

- ①産業標準の整備及び普及その他の産業標準化に関すること
- ②計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関すること
- ③生物化学の知見を利用して製造される化学工業品の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること
- ④化学物質の管理に関する所掌に係る事務に関すること
- ⑤電力設備に係る保安の確保に関すること
- ⑥一般消費者の利益の保護に関すること

○製品安全分野

製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もって一般消費者の利益を保護する。

○化学物質管理分野

化学物質管理法令の法執行・支援業務及びその基盤業務としての有用情報の整備・提供業務を実施する。

○バイオテクノロジー分野

生物遺伝資源等の収集、寄託受入れ、提供、生物多様性条約等に関する国際対応等を実施する。

○適合性認定分野

産業標準化法及び計量法に基づく試験事業者、校正事業者等の登録・認定とこれらに関連する業務等を実施する。

○国際評価技術分野

大型蓄電池システム等に関する国際標準開発、認証基盤整備及び試験・評価等の取組を実施する。持続的な電気保安水準の維持・向上を目指すために必要な取組や体制整備を実施する。

(使命)

工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、品質に関する情報収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保等のための基盤整備を図り、経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に寄与していくため、行政執行法人として、①製品事故の原因究明、再発・未然防止に向けた情報提供等、②化学物質管理法の法執行等支援、③生物遺伝資源等の整備を通じたバイオ産業支援等、④産業標準化法等に基づく試験所等の認定等、⑤電気保安行政の技術的支援や大型蓄電池システム等の評価技術開発・認証基盤整備等の業務を実施。

(現状・課題)

- 工業製品等の品質に関する情報収集、評価、整理、提供等により培ってきた知見を有する専門人材等を活用し、製品安全、化学物質管理、バイオテクノロジー、適合性認定、国際評価技術の各分野の法令執行支援業務等を着実に実施。
- 行政執行法人として、各種法執行支援等業務を通じて蓄積してきた技術上の評価等に係る情報・知見・ノウハウが強み。
- 他方、社会環境変化が著しい中で、これらの変化に柔軟に対応し、国内外の関係機関、消費者を含む社会との連携を図り、製品等の信頼性・安全性の確保を通じ、国民生活の安全の確保、産業の発展に貢献していくことが課題。

(環境変化)

【国民生活や産業活動の変化】

- 新型コロナウイルスによる経済情勢や働き方の変化
 - カーボンニュートラル実現に向けたグリーン成長の加速
 - 「デジタル」前提の経済・社会運営への移行
- 等

(年度目標)

1. 製品安全分野
消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査の実施において、当該年度に公表された案件の総調査スコアから総標準スコアを差し引いたものを総安全性向上スコアとし、同スコアを総標準スコアの23%とすることにより、社会全体の安全性の向上に寄与する。
2. 化学物質管理分野
機構の適切な助言等により環境排出量の適正化によるリスク懸念を払拭した事業所を4事業所とし、環境リスクの低減もしくは産業発展を阻害する過剰な措置の回避に貢献する。更に、上記4事業所を含めた事業者や地方自治体に対して排出量の精緻化及び管理体制の強化等を促し、自主管理能力の向上等の好循環を生み出す。
3. バイオテクノロジー分野
ユーザーニーズに基づく生物遺伝資源及び関連する情報の拡充並びに利用環境整備により、生物資源データを集約した横断的プラットフォームの利用数を令和4年度比20%増加させ、ユーザーの課題解決や社会実装に貢献する。
4. 適合性認定分野
社会ニーズや市場創出効果が高い重要な分野において、認定プログラムを創設・拡充し、それらの活用実績を2件以上、登録・認定した事業所のうち、当年度に標章を付した証明書を発行した事業所の数を令和4年度より増加とするとともに、登録・認定制度に係る機構の実績を結集し、安全・安心な国民生活や健全で持続可能性のある産業発展に貢献する。
5. 国際評価技術分野
①機構が企業等と実施した試験・評価、②機構が開発した次世代電池システムに対応する試験手法、③機構が蓄積した試験データの利活用、を通じた国内企業による先端蓄電池システムの実用化・認証取得等の件数を合計10件以上とし、先端蓄電池システムの更なる実用化等に貢献する。